

くらしの安心情報

情報ファイル NO.176

平成 29 年 3 月 10 日

学校の友人から、「ネットワークビジネス（マルチ商法）で収入を得ないか。」と誘われている。本当にもうかるのか不安だ…。

相談内容

【相談者 20代 男性】

同じ学校に通う友人から、「ネットワークビジネスでいいアルバイトがある。」と誘われた。話を聞くと、誰にでもできるような仕事で、自分が紹介した人が買い物をするとその人にはキャッシュバックがあり、自分には紹介料が入る仕組みだ。そのためには、代理店契約料30万円を支払わなければならない。お金がないと話すと、「消費者金融で借りればよい。」と言われたが、本当にもうかるのか不安だ…。

対処方法

これは、もうかると言われてネットワークビジネス(マルチ商法())の勧誘を受け、代理店契約料や商品購入代金が手元にない場合、消費者金融からの借入を勧められるケースです。

社会経験が少ない学生が遭いやすい消費者トラブルの一つで、クチコミだけではなく、SNSなどを利用したネットワークビジネスが広がっており、注意が必要です。

() マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入るネズミ講式の取引形態です。扱われる商品・サービスは、健康器具、化粧品、学習教材、出資など様々です。この商法は特定商取引法で「連鎖販売取引」として規制されています。

- ・相談者には、必要なお金を工面するために消費者金融やクレジットを利用すると、新たな勧誘ができなかった場合、借金だけが残ってしまうことや、利益を上げようと無理な勧誘をすることで、人間関係を壊してしまうおそれもあるので、安易に契約しないよう助言しました。
- ・親友や知人に誘われても、「よくわからないけど、もうかりそうだから」と気軽に話に乗ってはいけません。楽しんでもうかる話はありません。
- ・万一、トラブルにあったら、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。
(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

ひともうけ
しないか…



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は… TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890